

議 事 録

会 議 名	平成28年 第2回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成28年2月24日(水)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場 東分庁舎第3会議室		
出席委員	会長：8番 後藤 進      会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄      2番 佐藤 晃      3番 大久保泰明 4番 市川澄雄      5番 金子幸一      7番 吉田勝己 <div style="text-align: right;">合計8名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：畑村正樹      主査：原田智香      主任主事：小宮正道		
議 事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地造成工事施工承認願について 日程 第3 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成28年第2回定例総会を開会いたします。 出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人に、1番木内委員と2番佐藤委員を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第3条の規定による許可申請について議案番号8号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号8号を朗読)(説明) 本案件は位置図にありますとおり、農業振興地域の農用地内にある畑です。譲受人は隣地を耕作しており、妻と両親の4人で露地野菜を作付けすることです。現在、約60アールの田畑に水稻の他、じゃがいも、さつまいも、タマネギなどを作付けしています。耕耘機、田植機など大型機械も所有しており、住所地から申請地までは車で3分ほどですので、許可するについて問題ないと思われまます。現地には2月15日に会長と共に調査に行っています。</p> <p>会 長：続いて、地区担当委員は私ですので、補足説明をします。</p> <p>会 長：譲渡人が作付けしていない状態だったが、隣地を耕作している譲受人が営農拡大とのことで譲り受けるとのこと。譲受人は農業に精通しているので安心して任せられます。</p> <p>会 長：これより質疑に入ります。当案件ついて発言のある方は挙手願います。</p> <p>3 番：過去に私がうなったことがあり、当時、土以外のも混ざっていた。その点は大丈夫か。</p> <p>会 長：承知している様子。何年かかけて土作りし、作付けしていくとのことです。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号8号は原案のとおり許可書交付することに決定します。</p> <p>会 長：次に議案番号9号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号9号を朗読)(説明) 当案件は、位置図にありますとおり農業振興地域内ではありますが、農用地</p>		

ではない普通調整の田です。譲受人は現在、約190アールの田畑を妻と息子の3人で耕作しており、水稻の他、ナス、ピーマン、キャベツなどを作付けしています。耕耘機、田植機など大型機械も所有しており、住所地から申請地まで徒歩2分ほどですので、許可するについて問題ないと思われます。現地には2月15日地区担当委員と共に調査に行っています。

会 長：続いて地区担当委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：2月15日事務局とで現地調査に行ってきました。以前から譲受人が田として耕作しており、問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの報告について発言のある方は挙手願います。

6 番：湿原のようだったと思いますが、機械は入れますか。

3 番：入れます。暗渠も入っているし、十分耕作できます。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号9号について原案のとおり許可書を交付することに決定します。

会 長：次に議案番号10号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号10号を朗読)(説明)

本案件は位置図にありますとおり、農業振興地域内の農用地ではない普通調整の畑です。譲受人は当該地を1年間、利用権設定し耕作していました。約32アールの畑を妻と兄の3人で耕作しており、ここで売買契約することになり申請に至りました。耕耘機、田植機等の大型機械も所有しており、自宅は申請地のすぐ隣で、許可するについては問題ないと思われます。現地には2月15日に地区担当委員と共に調査に行っています。

会 長：続いて地区担当委員から補足説明がありましたら、お願いします。

1 番：2月15日に事務局とで現地調査してきました。今は時期柄作付けされていないが、昨年も一生懸命耕作されていたので、問題ないと思われます。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号10号は原案のとおり許可書を交付することに決定します。

会 長：次に日程第2、農地造成工事施工承認願について議案番号11号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号11号を朗読)(説明)

当案件について、位置図にありますとおり農業振興地域外の調整区域で、現況は休耕田です。南側は申請者所有の畑で露地野菜が一部作付けされています。北側にある畑の所有者からは同意書も提出され、東西には水路がありますが、水路に影響の無いよう施工計画されています。現地には2月15日地区担当委員と調査に行っています。

3 番：2月15日現地調査に行ってきました。現地はしばらく休耕中で畑のような状態です。周囲より低いので工事により隣地と高さが揃い、隣地と併せて耕作しやすくなると思われます。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決します。議案番号11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

	<p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号 1 1 号は原案のとおり許可書を交付することに決定します。</p> <p>会 長：次に日程第 3、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、報告番号 1 1 号、続いて日程第 4、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について報告番号 1 2 号から 1 4 号、日程第 5、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について報告番号 1 5 号から 2 5 号、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号 1 1 号から 2 5 号を朗読) (説明) いずれも添付書類を含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたこととします。最後に、その他として審議事項はありますでしょうか。</p> <p>会 長：では、以上をもって平成 2 8 年第 2 回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成 2 8 年第 2 回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 (1 番) 木内 幹雄 議事録署名人 (2 番) 佐藤 晃

本議事録は、平成 2 8 年 3 月 2 3 日、承認・署名を得て確定しました。